

ID: 207

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第28条		
例規番号	平成14年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第28条の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第28条 町は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 指定工事店の指定</p> <p>新規のとき 1件につき 20,000円</p> <p>更新のとき 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 責任技術者の登録</p> <p>新規のとき 1件につき 3,000円</p> <p>更新のとき 1件につき 2,000円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日